

1 母子・父子及び寡婦福祉制度の概要

【調査の目的】

本調査は母子・父子及び寡婦福祉に係る県、市町、市町社会福祉協議会及び市町母子寡婦福祉会の令和6年度の係る実施事業等の状況を把握して、今後の取り組みの参考とするため実施したものです。

【調査内容】

調査対象及び調査内容は次のとおりです。

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 県 | 三重県貸付金制度 県内町（多気町を除く）の実施事業 |
| 市町 | 実施事業①（国、県補助事業） 実施事業②（市町単独事業） |
| 市町社会福祉協議会 | 実施事業 |
| 市町母子寡婦福祉会 | 組織概要 実施事業 |

【掲載内容】

調査結果は次のことに留意して取りまとめました。

- 回答内容に基づいて記載しています。（一部、全体の整合を図りました）
- 医療費助成は年度途中で制度拡充が行われていますので、令和6年10月現在の内容となっています。

(1) 母子・父子及び寡婦福祉資金貸付金制度（三重県）

母子・父子及び課福祉制度は母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立を図る制度として無利子または低利で資金を貸し付けるものです。

① 母子福祉資金貸付金

貸付対象（借受人）

- ア 母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの）
- イ 父母のない児童（20歳未満）

② 父子福祉資金貸付金

貸付対象（借受人）

- ア 父子家庭の父（配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養しているもの）
- イ 父母のない児童（20歳未満）

③ 寡婦福祉資金貸付金

貸付対象（借受人）

- ア 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であったもの）
- イ 40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

(2) 各種給付金等

① 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父、又はその児童を養育している人に支給されます。

（公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できなかったが、平成26年12月以降は、年金額が児童

扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できる。）

対象児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（心身に障がいのある児童の場合は20歳未満）

手当の月額 児童が1人のとき 全部支給：45,500円
一部支給：45,490円～10,740円（所得に応じ決定）

〔令和6年4月分から令和6年10月分まで〕 児童2人目の加算額 全部支給：10,750円
一部支給：10,740円～5,380円（所得に応じ決定）

児童3人目以降の加算額（1人につき）
全部支給：6,450円
一部支給：6,440円～3,230円（所得に応じ決定）

〔令和6年11月分まで〕 月額手当：第1子 全部支給：45,500円
一部支給：45,460円～10,740円までの
10円単位の額（所得に応じ決定）

月額手当：第2子以降 全部支給：10,750円
一部支給：10,740円～5,380円までの
10円単位の額（所得に応じ決定）

② 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金に加入していた方が亡くなった場合に、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

年額795,000円+子の加算（第1子・第2子 各228,700円、第3子以降 各76,200円）

③ 職業訓練手当

公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設で職業訓練を受ける母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、訓練期間中に手当が支給されます。（母子家庭になってから3年以内）

④ 特定求職者雇用開発助成金

公共職業安定所等の紹介により母子家庭の母等又は父子家庭の父（児童扶養手当受給者）等を継続して雇用する（短時間被保険者を含む）事業主に対して支給されます。

(3) 各種事業

① ひとり親家庭等医療費助成制度（市町）

病院等で診療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分について補助されます。

対象者：18歳年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭等の母又は父及びその児童

父母のいない18歳（18歳の誕生日直後の3月31日まで）までの児童

（市町によって、制度内容は異なる）

② ひとり親家庭等日常生活支援事業（市町）

ひとり親家庭又は寡婦が、修学や疾病等により、一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合、または生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、必要な介護、保育等の支援を行います。

※派遣支援員の手当は、時間給手当が支給される。（援助内容によって、時間給は異なる）

※利用するにあたって費用がかかる場合がある。（金額は実施する市町により異なる）

※実施していない市町がある。

③ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業（県、市町）

母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、各種事業を実施しています。

居住する自治体により、町（福祉事務所を設置していない町）は県事業、市及び福祉事務所を設置している町は市町事業として実施しています。

- ・ 自立支援教育訓練給付金
- ・ 高等職業訓練促進費給付金事業
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

(4) 母子・父子福祉センター

母子及び父子家庭の福祉を増進するために津市に設置しており、(一財)三重県母子寡婦福祉連合会が指定管理者として運営しています。

<主なセンター事業>

- ① 相談事業 一般相談 カウンセラー相談 弁護士相談
- ② 研修事業 母子父子自立支援員研修 ひとり親家庭福祉協力員研修 他
- ③ 就労支援事業 就職あっせん パソコン講習(ワード エクセル 他) 簿記講習 情報提供

(5) 三重県母子寡婦福祉連合会

母子寡婦の福祉増進を図るため各種事業を実施しています。

<主な事業>

- ① 研修事業 指導者研修会 他
- ② 交流事業 ひとり親家庭寡婦交流事業
- ③ 交換事業 ひとり親家庭情報交換事業
- ④ 資金貸付 母子及び寡婦に対して言語学20万円以内、償還期限は1年以内
市町母子寡婦福祉会を通じて申込